

小川村消費促進商品券の引換・利用等に係る留意事項【必読】

小川村では、新型コロナウイルス感染症対策事業の一つとして、消費促進商品券の配布を行います。内容は以下のとおりですので、ご確認の上引換を行っていただくようお願いいたします。

◆商品券について◆

《配布対象（配布対象につき1組配布）》

- ・令和2年9月1日時点で小川村に世帯をおく世帯（一世帯につき5千円分）
- ・令和2年9月1日時点で住民基本台帳に記載された村民（一村民につき5千円分）

《内容》

- ・1組：500円券×10枚（5千円分）
- ・一世帯につき、「世帯人数+1」組の商品券を配布

◆商品券の引換について◆

※引換の際には、外出前に検温等の体調確認を行い、マスクをご着用の上、ご来庁いただくようお願いいたします。

《引換場所》

- ・小川村役場 総務課 総合戦略推進室

《引換期間》

- ・令和2年10月1日（木）～令和2年12月15日（火）
（注）期間を過ぎると、引換を行えません。

《引換の際に必要なもの》

- ・引換券
- ・受取人の本人確認書類

《代理引換について》

・配布対象者に代わり、受取人として引換を行うことができる者は、原則として以下に掲げる者に限ります。

- （1） 9月1日時点で配布対象者の属する世帯の世帯構成者
- （2） 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- （3） 配布対象者本人が代理人と認める者

※裏面へつづく

◆商品券の利用について

《利用期間》

- ・令和2年10月1日（木）～令和3年1月31日（日）

（注）期間を過ぎると、利用できません。

《利用可能店舗》

- ・村内の登録店舗でのみ利用できます。引換時に前日時点の登録店舗一覧を配布します。また、村のホームページでも随時公開します。

《その他利用に関する注意事項》

- ・商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことはできません。
- ・商品券利用による返品、つり銭を受けることはできません。
- ・商品券は、配布対象者本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができます。
- ・商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。
 - （1）不動産や金融商品
 - （2）たばこ
 - （3）商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - （4）国税、地方税や使用料などの公租公課